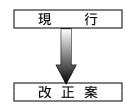
## 秋田市宅地開発に関する条例の一部改正の概要

都市計画法の一部改正(平成18年法律第46号)に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

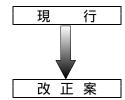
## 1 事前協議(7条関係)



開発行為を行う場合には、法第32条の協議の前に市長と事前協議を行な わなければならない

法改正により、国・都道府県等が行う開発行為および学校・社会福祉施設・病院等の公共公益施設に係る一定規模以上の開発行為については、一般の開発事業者と同様の手続きが必要になることから、条例に基づく事前協議を行うよう、規定を追加する

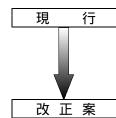
## 2 計画の届出(9条関係)



許可を要しない開発行為をしようとする者は、事前にその計画の内容に ついて市長に届け出なければならない

法改正により、国・都道府県等が行う開発行為については、一般の開発 事業者に準じた手続きが必要になることから、規定の一部を削る

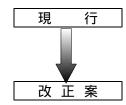
3 市街化調整区域における開発区域面積の特例(15条の3関係)



市街化調整区域における大規模開発行為の面積は、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、5へクタールとする

法改正により、市街化調整区域における大規模開発を許可できる基準が 廃止されたことから、規定を削る

## 4 周辺住民への周知(16条関係)



開発事業者は、開発行為の許可を申請する前までに、周辺住民に対して 開発行為の計画の内容等を周知しなければならない

法改正により、国・都道府県等が行う開発行為については、一般の開発事業者に準じた手続きが必要になるが、これらの者が行う開発行為は、周辺住民に説明等を行うことが一般的であることから、条例に基づく周知を適用除外とするよう、規定を追加する

5 条例の施行日 平成19年11月30日(改正法施行日と同じ)